

2021年6月23日 全10頁

改訂 CG コードを踏まえたサステナビリティ に関する開示

パブリック・コメントへの回答から得られる示唆

金融調査部 研究員 藤野大輝

[要約]

- 2021 年 6 月 11 日、東京証券取引所(以下、東証)は「コーポレートガバナンス・コード」(以下、CG コード)を改訂した。本稿では、改訂 CG コードへの対応について、昨今特に注目度が高まっているサステナビリティに関する開示を中心に、ESG 情報開示基準に関する動向なども念頭に、東証のパブリック・コメントへの回答(パブコメ回答)の内容から得られる示唆を整理する。
- パブコメ回答では、サステナビリティについての取組みの開示に関しては、例えば KPI を設定し、その指標の内容・数値を適宜開示するなど、目標に向けた進捗が分かるような開示をすることが有益と考えられている。また、気候変動に関する情報開示については、IFRS 財団の動向も考慮しつつ、着実なデータ収集・分析を行い、形式的ではない実効的な開示に努めることが望ましいとされている。そのほか、開示を行う方法、参考資料等の活用、監督体制の整備などについても考え方が示されている。
- 上場会社は 2021 年 12 月末までに(プライム市場上場会社に関する規定については 2022 年 4 月 4 日以降に開催する定時株主総会の終了後、遅滞なく)、改訂に対応したコーポレート・ガバナンス報告書の提出が求められる。質・量の充実した開示を行うためにも、ESG 情報開示基準、各種ガイダンス、各国の状況、他社の取組みなど、様々なものを参考に、丁寧に開示までのプロセスを進めていくことが望ましいと考えられる。
- 1. サステナビリティに関する対応が迫られる上場会社
- (1) コーポレートガバナンス・コードの改訂

2021年6月11日、東京証券取引所(以下、東証)は「コーポレートガバナンス・コード」(以下、CG コード)を改訂した。今回の改訂の一つの特徴として、サステナビリティに関する様々な規定が盛り込まれたことが挙げられる。これは、中長期的な企業価値の向上に向けて、サステナビリティを巡る課題に対して、リスク・機会の両面を踏まえて積極的・能動的に対応することの重要性が高まっていることを背景としている。

改訂 CG コードのうち、サステナビリティに関する記載は主に図表 1 の通りである。企業がサステナビリティに取り組んでいくことの重要性がより強調されており(基本原則 2 考え方)、具体的なサステナビリティを巡る課題の内容が例示され、リスク・機会の両面を踏まえて取組みの検討を深めるべきとされた。(補充原則 2-3①)。

また、そのサステナビリティへの取組みの内容について適切に開示すべきとされ、特にプライム市場上場会社は気候変動に関する情報について TCFD 等に基づいて開示の質と量の充実を進めるべきとされた(補充原則 3-1 ③)。

さらに、取締役会はサステナビリティを巡る取組みについて基本的方針を定めるとともに、人的資本・知的財産への投資等を含む経営資源の配分などの監督を実効的に行うべきとされた(補充原則 4-2②)。

図表 1 サステナビリティに関する CG コードの改訂内容

【基本原則2 考え方】

(前略)また、「持続可能な開発目標」(SDGs)が国連サミットで採択され、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) への賛同機関数が増加するなど、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)が重要な経営課題であるとの意識が高まっている。こうした中、我が国企業においては、サステナビリティ課題への積極的・能動的な対応を一層進めていくことが重要である。(後略)

【補充原則2-3①】

取締役会は、<u>気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、</u>サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

【補充原則3-13】

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に 開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課 題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益 等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組 みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

【補充原則4-2②】

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分 や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監 督を行うべきである。

- (注)上記緑字下線部 (筆者付加) が改訂箇所。
- (出所) 東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日)



本稿では、ESG 情報開示基準(後述)に関する動向なども念頭に、昨今特に注目度が高まっているサステナビリティに関する開示を中心に改訂 CG コードにどのように対応すればよいのか、「『フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の整備について(市場区分の再編に係る第三次制度改正事項)』に寄せられたパブリック・コメントの結果について」(以下、パブコメ回答)の内容から得られる示唆を整理する。

(2) ESG 情報開示基準とは

TCFD (提言)を含む、「ESG 情報開示基準」とは、企業が ESG 情報を開示する際に参考にすることのできる基準であり、開示対象や開示の上での考え方 (原則)、開示すべき事項などが示されている。企業はこの基準に準拠することで、投資家等の情報利用者にとって比較可能な ESG 情報を開示することが可能となる。これは企業のサステナビリティに関する取組みなどの情報を開示する上でも参考になると考えられる。

ESG 情報開示基準は、その目的等の違いによって、現在複数存在しており、TCFD(提言)はそのうちの一つである。TCFD(提言)は投資家に向けて気候変動に関する情報を開示するための基準であるが、そのほかにも、社会(S)に関する情報についての開示も求める基準など、様々な基準がある。

企業は開示の目的などによってどの基準を参考とするかを検討する必要があるが、主要な基準の違いや特徴などについて、詳しくは<u>藤野大輝、大和敦「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」(2021 年 1 月 12 日、大和総研レポート)</u>を参照されたい。また、複数の基準の統一に向けた動きも見受けられるが、当該動向について、詳しくは<u>拙著「ESG 情報の開示基準は統一へ向かうのか」(2021 年 2 月 5 日、大和総研レポート)</u>を参照されたい。

2. パブコメ回答を踏まえたポイント

本章では、パブコメ回答で示されたサステナビリティに関する規定への対応における注意点等を整理するとともに、ESG 情報開示基準を踏まえた対応のポイントを示唆する。以下、パブコメ回答で示されている内容に言及する部分については、文末に(NO.○)と、パブコメ回答で東証が回答しているコメントの番号を示すものとする。

(1) 各市場と対応しなければならない原則

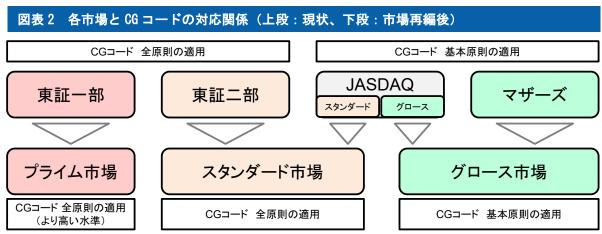
現在は、東証上場会社では JASDAQ、マザーズ上場会社は CG コードの基本原則のみが(コンプライ・オア・エクスプレインの対象として)適用され、東証一部、東証二部上場会社は補充原則を含む全原則が適用されている。

今回の改訂では、東証の市場再編を前提としており、グロース市場上場会社は基本原則のみが 適用され、プライム市場、スタンダード市場上場会社は全原則が適用される。また、図表1の補



充原則 3-1 ③後段の TCFD 等に基づく気候変動に関する情報開示の充実のような、プライム市場上場会社に向けた規定も新たに設けられており、プライム市場上場会社にはより高いレベルのガバナンスが求められている(図表 2)。

以上は、例えばグロース市場上場会社は補充原則で求められているサステナビリティに関する開示を行う必要がないこと、もしくは、スタンダード市場上場会社は TCFD 等に基づく気候変動に関する情報開示は検討する必要がないことを意味しているのだろうか。



(注)上記はあくまでイメージであり、例えば東証一部の全ての企業がプライム市場に区分されるわけではない。

(出所) 各種資料より大和総研作成

この点に関して、パブコメ回答では次のような考え方を示している。グロース市場上場会社は 基本原則のみがコンプライ・オア・エクスプレインの対象となるが、上場規程では CG コードの 趣旨・精神の尊重義務が設けられている。そのため、たとえグロース市場上場会社であっても、 株主構成、企業規模、企業の成長ステージなどの各社の状況に応じて、補充原則に沿う自主的な 取組を行い、ガバナンスの向上に努めることが望ましいとされている (No. 36 など)。

また、プライム市場上場会社以外も、その重要性に鑑みれば、TCFD 等に基づく気候変動に関する情報の開示に向けた取組みを行うことが望ましいものとなるとされている(No. 333 など)。この背景には、財務情報・非財務情報について、法令に基づく適切な開示に加え、法令に基づく開示以外の情報提供にも、利用者にとって分かりやすく有用なものとなるように、主体的に取り組むべきとする CG コードの「基本原則3」の考え方があるものととらえられる。プライム市場上場会社以外の上場会社がサステナビリティに関する取組みの開示を行う上でも、TCFD 等のESG 情報開示基準を参考にすることが有効であると考えられる。さらに可能であれば、TCFD 等に対応した開示も検討の対象となり得るだろう。

(2) 取り組むべきサステナビリティ課題

補充原則2-3①で、上場会社は気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重をはじめ としたサステナビリティを巡る課題への取組みの検討が求められている。パブコメ回答では、



このサステナビリティに関する要素につき、CG コードに具体的に例示されているものに限られるものではないとしている(No. 303)。

また、取り組むべき課題には、全企業に共通するものもあれば、各企業の事情に応じて異なるものも存在する。そのため、各社が主体的に自社の置かれた状況を的確に把握し、取り組むべきサステナビリティ要素を個別に判断していくことが重要であることを踏まえ、上場会社における適切な対応を期待している(No. 297 など)。これらの考え方の背景には、各原則について、その趣旨・精神を確認・共有した上で、それぞれの活動が形式的な文言・記載ではなく、その趣旨・精神に照らして真に適切か否かを判断するという CG コードの「プリンシプルベース・アプローチ」の精神があるものと思われる。

実際、企業のビジネスモデルや業種、ステークホルダーなど、様々な観点によって企業にとって重要な課題は異なってくるだろう。例えば、不二製油グループ本社株式会社では「事業戦略上の重要度」と「ステークホルダーの関心度」の二軸の上に各種テーマをプロットし、優先的に取り組むべき課題を特定している。CG コードの文言を形式的・表面的にとらえるのではなく、企業ごとの事情に応じて個別の判断が求められるだろう。

図表3 不二製油グループ本社株式会社のマテリアリティマップ

マテリアリティマップ



※ サステナブル調達の重要な観点に生物多様性も包含されています。

(出所) 不二製油グループ本社株式会社ウェブサイト (https://www.fujioilholdings.com/csr/materiality/) (2021 年 6 月 16 日アクセス) より抜粋

(3) サステナビリティへの取組みの開示

上場会社はサステナビリティへの取組みを開示することが求められるが、パブコメ回答では、 その際、投資家等関係者にわかりやすいように目標に向けた進捗が分かるような開示をするこ とが有益と考えられている (No. 305 など)。



ESG 情報開示基準においても、ESG に関する取組みの進捗を測るための具体的な指標を用いた目標やその実績の開示が求められている。(2)で先述したような取り組むべきサステナビリティ課題を特定した上で、その取組み状況をモニタリングするために KPI を設定し、その指標の内容・数値を適宜開示することは、企業にとっても今後の方針を検討しやすくなるとともに、進捗に基づいた投資家等との対話にも役立つものであろう。

具体的に KPI の設定・開示の上では、ESG 情報開示基準における開示原則(開示を行う上での考え方)の一つである「将来性」を念頭に置き、中長期的な視点で検討を行うことが重要である。中期経営計画と結び付けた中期目標や、カーボンニュートラル等の国の政策と結び付けた長期目標の設定も視野に入れられると考えられる。

(4) 気候変動に関する開示

プライム市場上場会社については、特に気候変動に関するリスク・機会による自社への影響を、TCFD等または同等の枠組みに基づいて開示の質・量の充実を進めることが求められる。

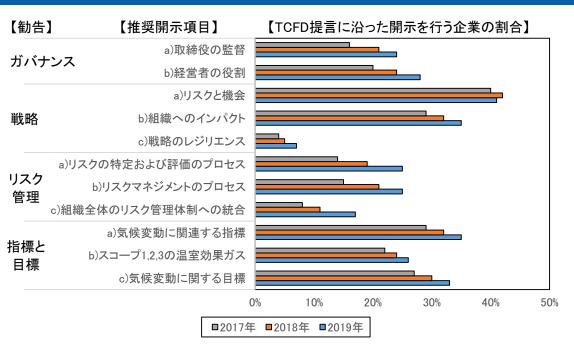
まず、開示の際に参照すべき枠組みについて、TCFD が挙げられているが、これと同等の枠組みとしては、パブコメ回答によると、IFRS 財団において検討されている国際的なサステナビリティ開示の統一的な枠組みがこれに該当するものとなることが期待されている(No. 307 など)。足元では、ESG 情報開示基準が複数存在している状況を受け、統一された基準の策定に向けてIFRS 財団が検討を行っており、2021 年 11 月に基準の策定を行う ISSB (国際サステナビリティ基準審議会)が設置される予定である。ISSB では、まずは主に投資家に向けた気候変動に関する情報の開示に焦点を当てた基準の検討を、TCFD 提言などを参考に行うことが想定されている。IFRS 財団、ISSB の動きを合わせて見守る必要があろう(ESG 情報開示基準の統一への動きについて、詳しくは1.(2)で先述の大和総研レポートを参照)。

また、サステナビリティへの取組みについては、「開示すべき」とされている一方、気候変動情報については、「開示の質と量の充実を進めるべき」とされている。後者の表現について、パブコメ回答では、サステナビリティ課題、取組み方、開示は各社各様であり、取組みや開示を進めていくことは形式的なものではなく、実効的かつ着実であることが重要であるため、このような表現となっていると示されている(No. 319 など)。サステナビリティに対する取組みを前進させるべく、「必要なデータの収集と分析」についても「開示の質と量の充実」に向けて取組みを進めていくことが求められている(No. 318 など)。

気候変動に関する開示について、コンプライか否かの判断については、パブコメ回答では、個別判断であり、一概に判断はできないが、開示の質と量の充実に向けて「形式的ではなく実効的に着実に取組みを進めていくことが重要である」という趣旨を踏まえ対応が求められるとしている(No. 323 など)。サステナビリティ課題、取組み方、開示が各社各様であるため、その進捗や検討状況に応じてコンプライかどうかは個別判断になると考えられる。事実、TCFD 提言へ賛同する企業は増加傾向にあるが、TCFD 提言に基づいた開示状況は企業によってまちまちである。



TCFD が 2020 年に公表した "2020 Status Report" でも、世界の 1,701 の企業の TCFD に基づく情報開示について AI で分析したところ、TCFD 提言で推奨されている開示項目のうち、シナリオ分析が必要な「戦略のレジリエンス」など、項目によってはまだ開示があまり行われていないことが示されている(図表 4)。コンプライか否かは個社判断で行うにせよ、まずは TCFD 提言に基づいた開示に向けて、ビジネスモデルの整理や気候変動に関するリスク・機会の特定など、可能な範囲から取り組み、検討を進め、その後、できるところから順に進捗を開示していく姿勢を示すことが重要であろう。



(出所) TCFD "2020 Status Report" (2020) より大和総研作成

図表 4 TCFD 提言に沿った開示を行う企業の割合(開示項目別)

(5) 開示の方法

気候変動に関する情報などの開示の方法について、パブコメ回答では、開示事項の内容をコーポレート・ガバナンス報告書(以下、CG 報告書)に直接記載するほか、有価証券報告書、アニュアルレポート、自社ウェブサイト等、広く一般に公開される手段で開示を行い、CG 報告書にその内容を参照すべき旨と閲覧方法(ウェブサイトの URL など)を記載してもよいとされている(No. 323 など)。開示内容に変更があった場合は、更新を行い、再度 CG 報告書の提出が求められる。

わが国の企業においても、TCFD 提言に基づく開示は、統合報告書、サステナビリティ報告書、自社ウェブサイトなどのほか、別途作成した「TCFD レポート」で行っていることが見受けられる。ESG 情報開示基準においては、例えば TCFD 提言では気候変動に関する情報を本来の年次財務報告書で開示することを求めているが、国の開示要件などによっては、少なくとも毎年発行され、広く配布され、投資家等が利用できるその他の公式な報告書での開示も認めている。足元では、既存の開示チャネルにおける記載の旨を CG 報告書に記載することが考えられよう。



重要なのは、遅滞なく、広く投資家等が利用できる形で開示を行うことであるといえる。例えば自社ウェブサイトでの開示でも、ウェブサイトのトップページから見つけることが難しいなどアクセスしづらい場所での開示や、アップデートが数年に一度しか行われないような開示は適切とはいいがたい。どの開示方法をとるにしても、先述の取組みの進捗(KPI)をはじめとした情報を適宜更新していくことが求められよう。

(6) 経営戦略などへの反映

パブコメ回答では、サステナビリティへの取組みと自社の中長期的な企業価値の向上に向けた経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ、基本的方針の策定や分かりやすい開示が求められている (No. 358 など)。また、ESG や SDGs に対する社会的要請・関心の高まり等の事業を取り巻く環境の変化が、経営戦略・経営計画等において適切に反映されているかを、投資家と企業の対話において重点的に議論することを促している、金融庁「投資家と企業の対話ガイドライン」(2021 年 6 月 11 日改訂) 1-3 などを参照することも推奨している (No. 348 など)。

ESG 情報開示基準においても、経営戦略との整合性の開示が求められている。環境・社会問題の深刻化の中で企業がどのように持続的に成長していくのかという方針の策定や開示は、投資家や消費者などのサステナビリティへの意識が高まっている今、重要である。企業が経営戦略にどのようにサステナビリティの観点を落とし込んでいるのかと併せて示すことが期待される。

(7)参考資料等の活用

サステナビリティへの取組みの開示や方針の策定などを行う上で、様々な資料等が参考になり得る。例えば、パブコメ回答では、ガイダンスの提供を求めるコメントに対して、サステナビリティへの取組みの開示についてはフォローアップ会議の提言・資料のほか、日本証券取引所グループの JPX ESG Knowledge Hub や「ESG 情報開示実践ハンドブック」(2020 年)、金融庁の「記述情報の開示の好事例集 2020」などを参照することを推奨している(No. 342 など)。

また、人権に関する開示などについては国連の「『ビジネスと人権』に関する指導原則」をは じめとする国際的に支持されている指針や規範、人的資本に関する開示については ISO30414 を 考慮すべきというコメントに対しては、それらを活用することも考えられると示している (NO. 375、378、380 など)。

上記の他にも、ESG 情報開示基準はもちろんのこと、例えば TCFD 提言に基づく開示を行う上では、TCFD コンソーシアムの「気候関連財務情報開示に関するガイダンス 2.0」(2020 年)や環境省「TCFD を活用した経営戦略立案のススメ〜気候関連リスク・機会を織り込むシナリオ分析実践ガイド〜 ver3.0」(2021 年)なども参考になるだろう。サステナビリティへの取組みや情報開示を行う上では、企業単体でゼロから何を行うべきかを考えることは困難である。これらの資料等や他社の開示状況も参考に、取組みや開示を進めていくことが推奨される。



(8) サステナビリティに関する監督体制

サステナビリティに取り組む上では、企業の監督体制を整備することも必要となる。この点に関して、パブコメ回答では、図表 5 のように、サステナビリティ担当の取締役の選任やサステナビリティ委員会の設置などの具体的な例とともに考え方を示している(No. 126 など)。

監督体制をどのようにするのかは個社によるものであるが、サステナビリティへ取り組む意義や基本的方針を社内全体に浸透させることができるようにすることが期待される。そのためにも、各部署間での調整や取締役会への報告などのフローやプロセスが十分に確立されていることが求められる。

また、取締役が適切な監督を行うためには、スキルの有無、インセンティブの付与も焦点となってくる (No. 350 など)。例えば ESG 委員会の議長に専門的な知識や経験を有する独立社外取締役を選任したり、ESG に関する指標と連動する役員報酬を導入することも考えられるだろう。

ESG 情報開示基準では、企業の環境・社会問題への取組み、その執行状況を監督するガバナンス機関の構成員などの機関構造、権限や役割、監督を行うプロセス、インセンティブ報酬の内容などの情報の開示が求められている。先述したような監督体制について、透明性を高めることも期待される。

図表 5 サステナビリティに関する監督体制などへの東証の考え方

- ✓ また、本コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役を推奨することはしておりませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、サステナビリティを担当する取締役を選任することも考えられるものと考えます。(No. 126 など)
- ✓ フォローアップ会議においても、サステナビリティに関する委員会の設置はサステナビリティを巡る課題への対応の促進に資するとのご意見を複数頂いており、対話ガイドライン1-3 において、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組みについては様々なものが考えられ得るところでありますが、その整備の例として「取締役会の下または経営陣の側に、サステナビリティに関する委員会を設置」することを記載しております。(No. 126 など)
- ✓ (筆者注:取締役会が ESG 関連の能力を備える必要があるというコメントに対して)コードは、「プリンシプルベース・アプローチ」を採用しておりますことから、特定の専門分野に限定した担当取締役の推奨や特定分野の教育を推奨することはしておりませんが、各社において、各社の事業を取り巻く環境等を鑑み、経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を確保するべく、研修等を実施する事も有益と考えます。(No. 350)
- ✓ 対話ガイドライン 1-3 における「サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するための枠組み」については、**内部監査部門の活用**といった事項も含め、各社において、各社の状況に応じて適切な枠組みが何かをご判断いただいた上で構築いただくものとなります。(No. 351)
- ✓ (筆者注:サステナビリティと役員報酬に関するコメントに対して)報酬の在り方につきましては、原則4-2においても「中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発展に資するようなインセンティブ付けを行うべき」としておりますほか、対



話ガイドライン 3-5 においても言及しております。こうした原則等の趣旨も踏まえ、<u>投資</u> 家と企業の間で建設的な対話が行われ、企業において適切に報酬の決定</u>がされることが求 められます。(No.356 など)

- (注1) カッコ内の番号は東証が回答しているコメントの番号を示している。
- (注2) 太字下線部は筆者付加。

(出所) 東京証券取引所「『フォローアップ会議の提言を踏まえたコーポレートガバナンス・コードの一部改訂に係る上場制度の整備について (市場区分の再編に係る第三次制度改正事項)』に寄せられたパブリック・コメントの結果について」

(9) 適用時期

今回の改訂に基づき、上場会社は 2021 年 12 月末までに各原則へのコンプライ・オア・エクスプレインの状況を、CG 報告書に記載の上、提出しなければならない。ただし、補充原則 3 - 1 ③後段の TCFD 等に基づく気候変動に関する情報開示の充実のような、プライム上場会社に向けた規定に関しては、市場再編日の 2022 年 4 月 4 日以降に開催する定時株主総会の終了後、遅滞なく、コンプライ・オア・エクスプレインの状況を、CG 報告書で提出することが求められる。

2021年12月末までに対応すべき通常の原則については、改訂 CG コードの施行日以降、定時株主総会終了後の時点において、改訂 CG コードに基づき更新を行うことができる(No. 49)。また、2021年9月~12月の新市場区分の選択においてプライム市場を選択する場合、2021年12月末までに提出する改訂 CG コードに基づく CG 報告書において、先行してプライム市場向けの原則に関する対応状況を記載することができる(No. 45 など)。

3. 求められる対応

本稿では、改訂 CG コードにおいて上場会社に求められる、サステナビリティに関する取組みや開示について、東証によるパブコメ回答から得られる示唆を整理した。こうした取組みや開示について、形式的ではない、質・量が充実した実効的なものとするためには、丁寧に開示までのプロセスを進めていく必要がある。

例えば、サステナビリティへの理解の浸透、取組み体制の整備、ビジネスモデルの整理、リスク・機会の検討、重要課題の特定、経営戦略への落とし込み、KPIの設定、開示・対話といったプロセスが想定される。

こうしたプロセスのそれぞれの段階において、具体的にどのようなことを行えばよいのか、どのようなポイントに注意しなければならないのかといったことについては、今回整理した内容だけではなく、ESG情報開示基準、各種ガイダンス、各国の状況、他社の取組みなど、様々なものを参考とすることが推奨されよう。

CG コードの改訂や国際的な動向から見ても、企業のサステナビリティに関する取組みや開示は今後も加速していくものと考えられる。各社が自社の状況に応じて、改訂 CG コードを踏まえることはもちろん、国内だけでなく、より広い視野を持って、積極的に取組みを進めていくことが求められてくるだろう。

